

意見書

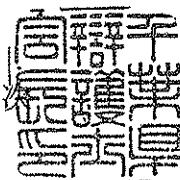
2012年1月18日

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健児 殿

千葉県弁護士会

会長 木村 龍



第1 意見の趣旨

「法曹人口に関する日本弁護士会連合会の基本政策」についての提言（案）（以下、「提言案」という。）について、当会の意見は以下のとおりです。

- 1 提言の趣旨第3項の「まず1500人にまで減員し」との箇所を、「直ちに1000人以下にまで減員し」と修正し、同項中の「司法試験の年間合格者数を1500人にもしても」から始まる一文を削除すべきであり、提言の理由においても「まず1500人」とする箇所について「直ちに1000人以下」との結論に対応するよう必要な修正を行うべきである。
- 2 法科大学院修了者、予備試験合格者に対する受験回数制限条項を撤廃することを「提言の趣旨」及び「提言の理由」に盛り込むべきである。

第2 意見の理由

- 1 「提言案」は、各地の単位会決議や法曹人口政策会議における議論を踏まえ、現在の法曹人口政策について批判的立場に立つものであり、その内容には賛同できる点も多い。

しかし当会は、平成20年5月15日、当面司法試験の年間合格者数を1500人程度とするのが相当との決議をし、その後の法曹人口に関する調査、検証の結果、平成23年2月10日、司法試験合格者数を直ちに見直し、年間合格者数を1000人以下にすること及び法科大学院修了者、予備試験合格者に対する受験回数制限条項を撤廃することを求める決議を改めて行った（以下、「1000人以下決議」という。）。司法試験合格者数の大幅減員は待ったなしであり、1500人程度では不十分であるとの見解を大多数の会員が支持したのである。従って、当会としては、司法試験合格者をまず1500人にまで減員とした「提言案」の結論部分については、これを容認することができない。

- 2 「提言案」は、司法試験合格者数が従前の1558名から一挙に2000名を突破した2007年以降に司法修習生の一部の質の低下、就職難等が深刻化したとの認識に立っているが、仮に1500人時代が適正水準であったとしても合格者2000人以上が既に5年続いて弁護士飽和が当時より相当進行している。

「提言案」もまず1500人とした一方で、更なる減員についても問題点を検証しつつ対処すべきとしており、現時点で1500人程度にしても問題点が解決しない可能性を認識はしているが、平成23年12月の一括登録時点での新64期

未登録者は400人を超えていると推定され、新65期以降は更に悪化することが見込まれるのであるから、「まず1500人まで減員」で就職難が解消される可能性は相当低いと見るべきである。

- 3 もっとも、1000人以下決議を採択した当会においても、その後の検証作業の必要性を否定するものではなく、「提言案」との違いは、検証が済むまでの間、合格者数をどのラインに設定するか、どれだけの増員ペースを許容するかという点にある。

「提言案」も示すとおり、2001年と2010年の全裁判所新受件数比較では、家事事件がやや増加したものの、民事、刑事、少年の各事件はいずれも減少しているなど、法的需要は10年前から増加していない。2001年当時約1万8000人であった弁護士数は、平成23年12月の新64期一括登録時点で約3万2000人となるが、10年前と同程度以下の事件数にもかかわらず、この間の弁護士の増加率は80%に迫る勢いである。10年前は圧倒的に弁護士が足りず、大幅に増加した現在においてもまだ不足しているというのであれば、更なる増加を志向すべきであるが、既に各地の単位会は弁護士飽和を訴え、就職未定者も増加の一途である。この間急増した弁護士を下支えしてきた過払金請求事件もピークを過ぎ、いずれは無くなる。今後我が国の人口は年々減少すること、弁護士需要が今後大幅に拡大する分野も見当たらないことなどから、将来に向けて法曹人口を増加させる必要性自体も疑問視される状況である。

「提言案」は、まず1500人とし、更なる減員についても検証しつつ対処するなどとしているが、年間合格者1500人の水準では、引退する弁護士数を考慮しても毎年1000人程度は増加する計算となり、検証中に更なる大幅な弁護士増加を招く結果となる。適正規模を超えた法曹人口を元に戻すのは容易なことではなく、せめて検証作業の間の当面の司法試験合格者数は極力絞るべきであるが、残念ながらこのような認識、切迫感が「提言案」には感じられない。仮に合格者数を1000人とした場合であっても、弁護士人口は当分増加していくのであり、弊害が解消されるか否かの検証は少なくとも合格者を1000人までは減少させた上で行われるべきである。

- 4 また、「提言案」は法科大学院生や受験生に対する配慮を1500人とした理由の一つに挙げている。しかし、年々就職難、弁護士飽和が進行している状況に鑑みれば、大幅な合格者数減員は喫緊の課題であるし、そもそも逼迫した国家財政に鑑みれば、過剰な法曹の養成に国費を投入している余裕などないはずである。受験生らに対する一定の配慮がなされるべきことは否定しないが、合格者数を絞った結果として合格しにくくなる問題は、いわゆる三振制度を廃止することによって解決されるべきである。既に法科大学院終了後3回の受験に失敗した者が制度開始後の累積で3121名、5年の受験期間を徒過した者も含めれば4024名もの失権者が生まれているが、学習進度は人それぞれで回数等により一律に受験制限を行うことに合理的な根拠は見出し難いのであり、年数、回数による受験制

限は司法試験合格者数の問題を抜きにしても早急に撤廃されるべきである。

5 「提言案」は、就職難は法曹志望者の減少の一つの理由であり、法曹志望者の減少は長期的に法曹の質の低下をもたらすと分析しており、検証項目の一つとして法曹志望者の反転増加の有無を挙げている。法科大学院適性試験の受験者数が制度開始以来激減していること、すなわち法科大学院制度のもとで法曹になろうとする者が激減していることは周知の事実であるが、いかに養成過程を整備したとしても、激減した志願者の中からの選抜では質の低下は避けられない。かかる問題意識は当会の1000人以下決議と同様のものであり、これまでの日弁連提言にはなかったものであるから高く評価したい。

しかし、かかる観点からも、やはりまず1500人では不十分と言わざるを得ない。就職難の背後にあるのは、弁護士の過剰であり、既存弁護士の手持ち事件、収入等の減少である。目先の就職難が仮に解消できたとしても、弁護士の過剰が確実に進み、競争と淘汰で生活の見通しが立てにくい業界となれば、志願者の増加など望むべくもない。極端な増員政策との決別なくして法曹志望者の増加はないのであり、まず1500人とし、その後は定期的に検証して合格者数を見直すとの提言は法曹志望者減という大問題に当面効果的な手を打たないと宣言するに等しいのではなかろうか。

6 弁護士の質を維持し、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命が十全に機能する社会にするような制度を構築させることこそ、日弁連の国民に対する大きな社会的責任であることを忘れてはならない。当会の1000人以下決議は、「単なる弥縫策ではなく、法曹の魅力増によって法曹志願者を増やし、法曹の質を向上させ、司法の信頼を勝ち取るという好循環を生むためにどのような制度設計をするのか」という観点から抜本的な改善がなされるべきである。」としていたが、「提言案」の「まず1500人」との結論は、就職難等の顕在化した問題に対する弥縫策としても不十分である。

日弁連は、合格者数1000人以下及びいわゆる三振制度の廃止を、抜本的な法曹養成制度全体の見直しのスタートラインとして提言すべきである。

以上